

「平成25年度放課後児童クラブ指導員、 放課後子ども教室教育活動推進員・ 教育活動サポーター等研修会」

－ 行政説明 －

広島県健康福祉局働く女性応援プロジェクト・チーム

1

主な内容

☆子ども・子育て支援について

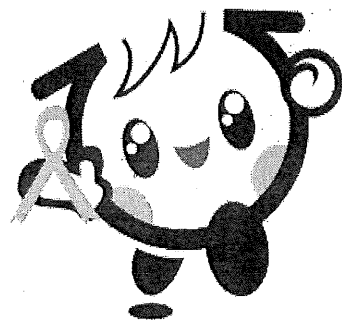
- 1 少子化の現状
- 2 「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ

☆放課後児童対策について

- 3 放課後子どもプラン
- 4 放課後児童クラブガイドライン

☆児童虐待防止対策について

- 5 児童虐待防止対策



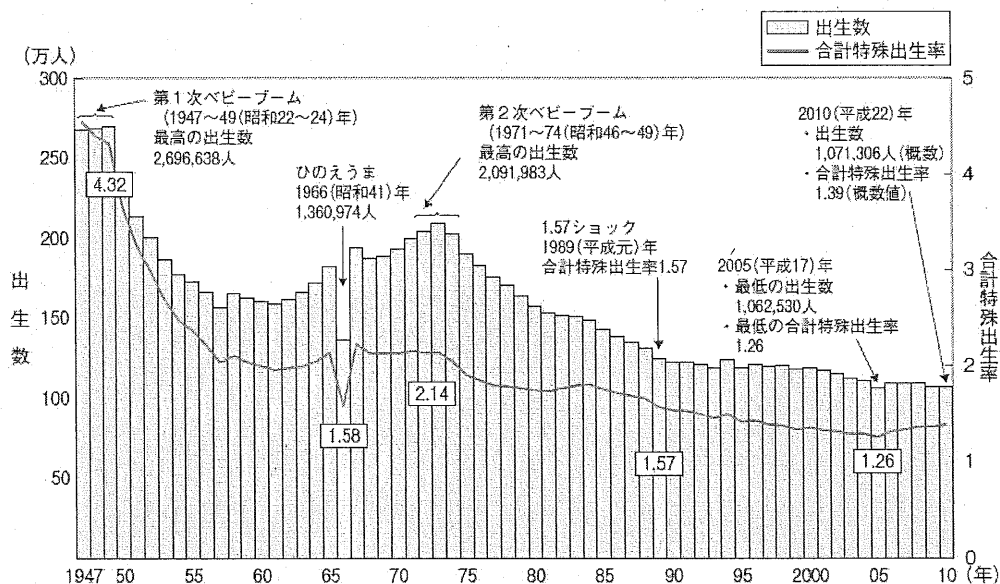
オレンジリボンを持った広島県の
元気いっぱいキャラクター
「イクちゃん」

2

1 少子化の現状

出生数及び合計特殊出生率の年次推移

(出典：平成24年版子ども・子育て白書)



資料：厚生労働省「人口動態統計」

注：1947～1972年は沖縄県を含まない。

2010年の出生数及び合計特殊出生率は概数である。

3

(1) 少子化の進行

○平成24年 人口動態統計の年間推計(概数)

- ・出生数 103万3千人(対前年比 約1万8千人減)
- ・死亡数 124万5千人(" 約8千人増)
- ・自然減 21万2千人(" 約1万人減)

○平成23年 全国の合計特殊出生率(概数値)

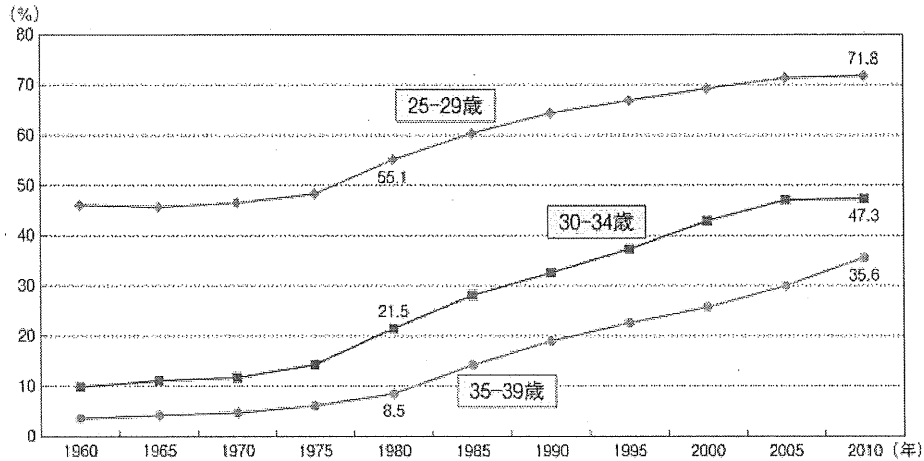
- ・1.39 (前年 1.39)
- (広島県 1.53, 沖縄県 1.86, 東京都 1.06)

4

(2) 未婚化・晩婚化の進行

年齢別未婚率の推移(男性)

(出典:平成24年版子ども・子育て白書)



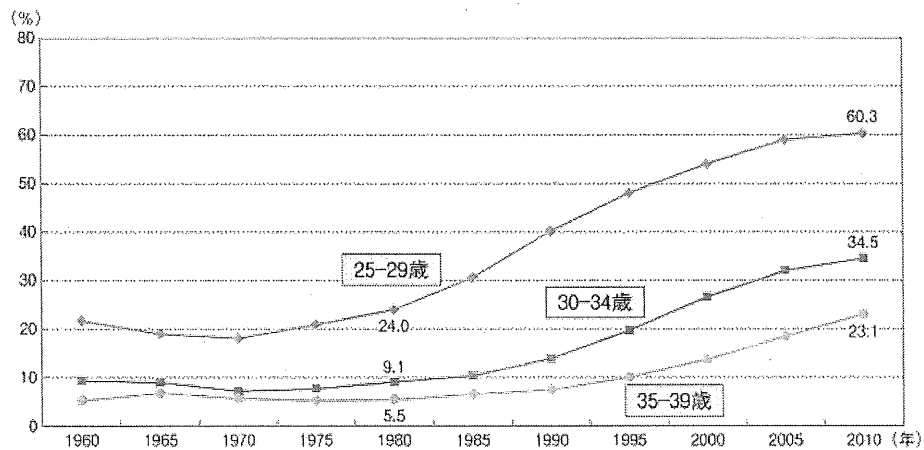
資料:総務省「国勢調査」(2010年)

注:1960~1970年は沖縄県を含まない。

(2) 未婚化・晩婚化の進行

年齢別未婚率の推移(女性)

(出典:平成24年版子ども・子育て白書)

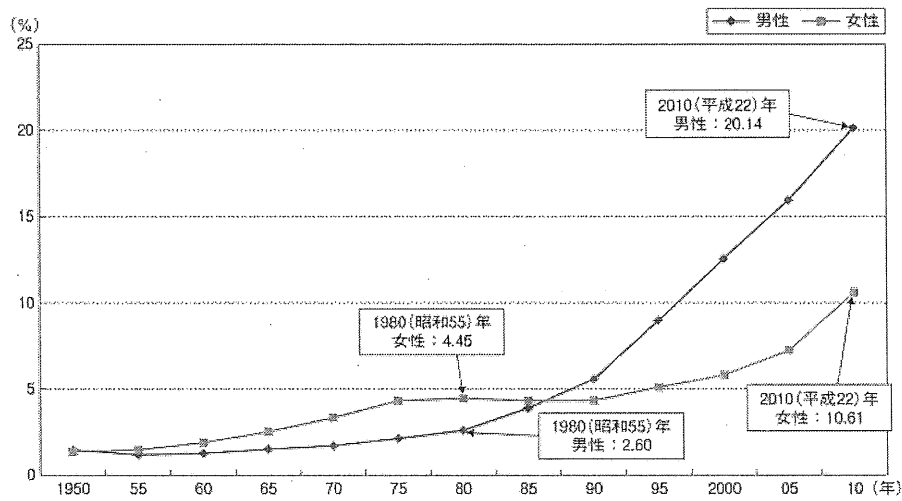


資料:総務省「国勢調査」(2010年)

注:1960~1970年は沖縄県を含まない。

生涯未婚率の年次推移

(出典:平成24年版子ども・子育て白書)



資料: 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集 (2012年版)」

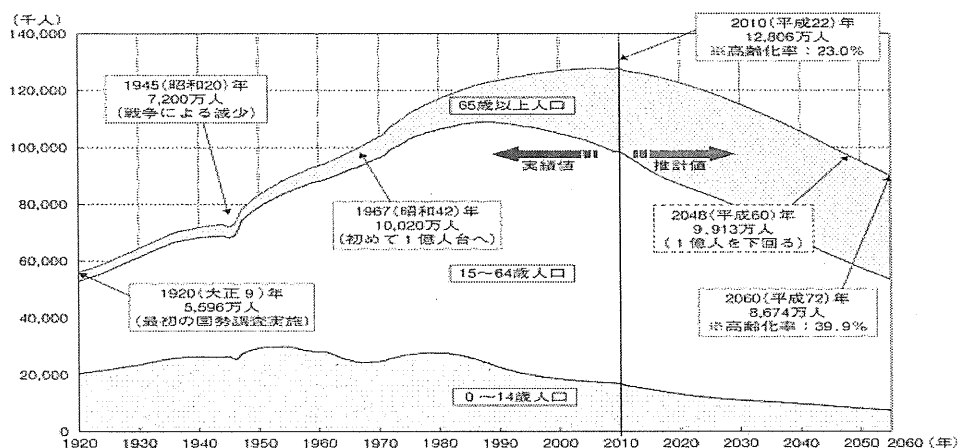
注: 生涯未婚率は、45～49歳と50～54歳未婚率の平均値であり、50歳時の未婚率。

7

(3) 将来人口

我が国の人口構造の推移と見通し

(出典:平成24年版子ども・子育て白書)



資料: 実績値 (1920年～2010年) は総務省「国勢調査」、「人口推計」、「昭和20年人口調査」、推定値 (2011～2060年) は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 (平成24年1月推計)」の中間推計による。

注: 1941年～1943年は、1940年と1944年の年齢3区分別人口を中間補間した。1945～1971年は沖縄県を含まない。また、国勢調査年については、年齢不詳分を按分している。

8

(4) 人口減少による影響

少子化の進行による急速な人口減少

○労働力人口の減少による

経済へのマイナス(生産, 消費, 技術・・・)

○高齢者人口の増大による

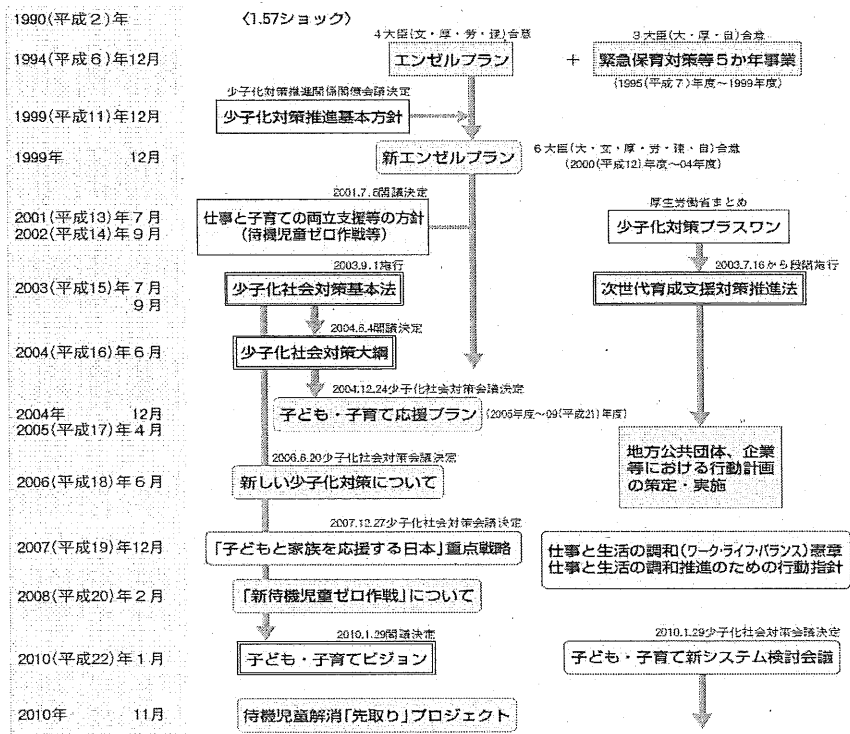
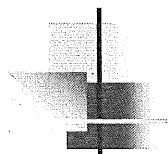
年金や医療, 介護費などの増(社会保障負担の増)



地域から 子どもの減少 ⇒ 高齢者の増大
(自主的住民活動, 地域共同体の維持困難・・・)

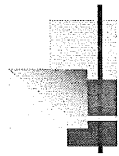
2 「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ (国の取組)

「1.57ショック」から「子ども・子育てビジョン」まで (出典:平成23年版子ども・子育て白書)



「子ども・子育てビジョン」の概要

(出典:平成22年版子ども・子育て白書)



「子ども・子育てビジョン」

子どもと子育てを応援する社会

家族や親が子育てを担う
《個人に過重な負担》

社会全体で子育てを支える
《個人の希望の実現》

●子どもが主人公(チルドレン・ファースト) ●「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ ●生活と仕事と子育ての調和

基本的考え方

1 社会全体で子育てを支える

- 子どもを大切に
- ライフサイクル全体を通じて社会的に支える
- 地域のネットワークで支える

2 「希望」がかなえられる

- 生活、仕事、子育てを総合的に支える
- 格差や貧困を解消する
- 持続可能で活力ある経済社会が実現する

3つの大切な姿勢

●生命(いのち)と育ちを大切に ●困っている声に応える ●生活(くらし)を支える

目指すべき社会への政策4本柱と12の主要施策

1. 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ

(1) 子どもを社会全体で支えるとともに、教育機会の確保を

- ・子ども手当の創設
- ・高校の実質無償化、奨学金の充実等、学校の教育環境の整備

(2) 意欲を持って就業と自立に向かえるように

- ・非正規雇用対策の推進、若者の就労支援(キャリア教育、ジョブ・カード等)

(3) 社会生活に必要なことを学ぶ機会を

- ・学校・家庭・地域の取組、地域ぐるみで子どもの教育に取り組み環境整備

3. 多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ

(9) 子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように

- ・乳児の全戸訪問等(こどもにちほ赤ちゃん事業等)
- ・地域子育て支援拠点の設置促進
- ・ファミリーサポートセンターの普及促進
- ・商店街の空き店舗や学校の余剰教室・幼稚園の活用
- ・NPO法人等の地域子育て活動の支援

(10) 子どもが住まい、やまちの中で安全・安心にくらせるように

- ・負傷なファミリー向け賃貸住宅の供給促進
- ・子育て(ワリアフリー)の推進(段差の解消、子育て世帯にやさしいトイレの整備等)
- ・交通安全教育等の推進(幼児二人同乗用自転車の安全利用の普及等)

2. 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ

(4) 安心して妊娠・出産できるように

- ・早期の妊娠届出の勧奨、妊婦健診の公費負担
- ・相談支援体制の整備(妊娠・出産、人工妊娠中絶等)
- ・不妊治療に関する相談や経済的負担の軽減

(5) 誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられるように

- ・着目する保育ニーズの充足も視野に入れた保育所待機児童の解消(余剰教室の活用等)
- ・新たな次世代育成支援のための包括的一元的な制度の構築に向けた検討
- ・幼児教育と保育の総合的な提供(幼保一体化)
- ・放課後子どもプランの推進、放課後児童クラブの充実

(6) 子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかかれるように

- ・小児医療の体制の確保

(7) ひとり親家庭の子どもが困らないように

- ・児童扶養手当を父子家庭にも支給、生活保護の母子加算

(8) 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように

- ・障害のある子どもへのライフステージに応じた一貫した支援の強化
- ・児童虐待の防止、家庭的養護の推進(ファミリーホームの拡充等)

4. 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ(ワーク・ライフ・バランスの実現)

(11)働き方の見直しを

- ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「行動指針」に基づく取組の推進
- ・長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進
- ・テレワークの推進
- ・男性の育児休業の取得促進(パパ・ママ育休プラス)

(12) 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現を

- ・育児休業や短時間勤務等の両立支援制度の定着
- ・一般事業主行動計画(次世代育成支援対策推進法)の策定・公表の促進
- ・次世代認定マーク(くるみん)の周知・取組促進
- ・入札手続等における対応の検討

「子ども・子育て新システム」の概要

(出典:平成23年版子ども・子育て白書)

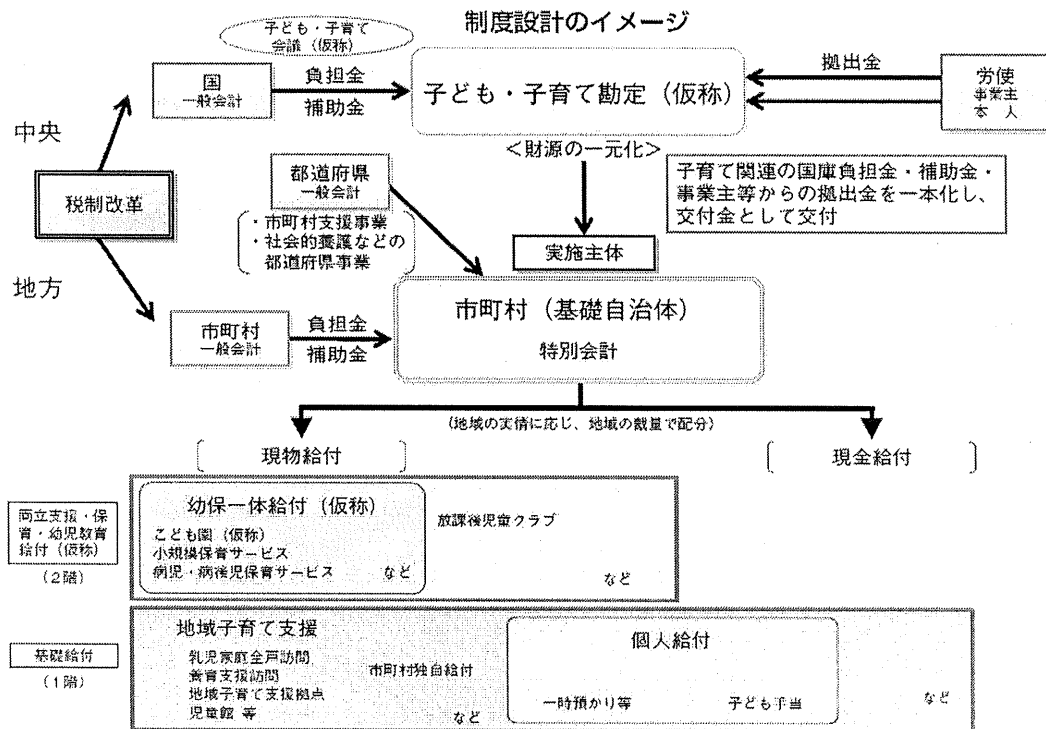


基本的考え方

- すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子ども・子育てを社会全体で支援
 - すべての子ども・子育て家庭への支援(子ども手当、一時預かりなど)
 - 幼稚園・保育所の一体化(こども園(仮称))
 - 社会全体での費用負担
 - 関係者(地方公共団体、労使団体、子育て当事者、NPO等子育て支援者等の参画(子ども・子育て会議(仮称)))
- 切れ目のないサービス・給付を保障
 - 妊婦～出産～保育～放課後対策まで切れ目なく細やかなサービスを提供
- 地域の多様なニーズに応じたサービス
 - ニーズに応じた多様な保育サービス
- 基礎自治体(市町村)中心
- 政府の推進体制・財源を一元化
 - 制度ごとにバラバラな政府の推進体制、財源を一元化
- ワーク・ライフ・バランスの実現

「子ども・子育て新システム」の制度設計のイメージ

(出典:平成23年版子ども・子育て白書)



13

広島県の取組

＜子どもと子育てに関する広島県の計画＞

- 平成 7年 広島県児童環境づくり推進プラン(～11年度)
- 平成12年 こども夢プラン21(～16年度)
- 平成17年 未来に輝くこども夢プラン(～21年度)
- 平成22年 みんなで育てるこども夢プラン(～26年度)

～「子育てするならわがまちで!」と
みんなが誇れる広島県～

※ 別紙「みんなで育てるこども夢プラン概要版」参照

14

みんなで育てる こども夢プラン

～達成目標～

◎放課後児童対策未実施校区の解消
(平成26年度末)

<施策の方向>

1 みんなでこどもと子育てを応援 ～広島県方式“みんなで子育て応援”進めます～		
2 安心・安全な出産・子育てを応援 ～子育ての主役となるパパ・ママのスタートを応援し ます～	1 安心して妊娠・出産できる体制の充実 2 小児医療体制の充実 3 病気・障害の予防・早期発見と支援	
3 子育て家庭をきめ細かくサポート ～仕事も子育ても充実できるよう パパ・ママを応援します～	仕事と子育て の両立支援	1 保育サービスの充実(放課後児童対策の充実) 2 男女がともに働きやすい職場環境の整備
	子育て不安や 負担を軽減	3 すべての子育て家庭への支援 4 ひとり親家庭への支援 5 障害のあるこどものいる家庭への支援
4 配慮が必要なこどもと家庭を支援 ～特に配慮が必要なこどもと家庭への支援を強化します～		1 こどもと家庭に関する相談支援機能の充実 2 児童虐待防止対策の連携・強化 3 社会的養護対策の充実
5 次代を担うこどもの成長を支援 ～夢・希望・志を持った、いきいきとしたこどもに育てます～		1 幼児期の教育の充実 2 「知・徳・体」のバランスのとれたこどもの育成 3 思春期の心と体の健康対策の充実 4 非行防止と立直りの支援 5 若者の自立支援
6 こどもを守りはぐくむ地域を応援 ～地域ぐるみの子育てを広げます～		1 こどもの応援団づくり 2 こどもの安全の確保 3 こどもと子育てにやさしい生活環境づくり

15

県内の放課後の子どもの居場所

(注)実施小学校区数は、全県。25. 3. 29現在

放課後児童クラブ	名称	放課後子ども教室
遊びや生活の場	目的	学習や体験活動の場
保護者が昼間いない 主に1～3年生	対象 児童	地域の子ども全般 <small>但し、主な対象は小学生(幼稚園児や中学生等の参加も可能)</small>
週6日、夏・冬・春休み	開設期間	週6日、夏・冬・春休み
平日 1日平均3時間以上 学校休業日 原則1日8時間以上	開設時間	規定なし <small>※但し、1日4時間以内(休業日等で、特に必要な場合には8時間以内)が補助対象。</small>
児童館、学校、集会所等	実施場所	小学校内を基本
放課後児童指導員	職員体制	教育活動推進員、教育活動サポーター コーディネーター
月：0円～5千円程度	費用	原則無料
461校区(515校区中※分校を除く。)	実施小学校区	169校区(515校区中※分校を除く。)
市町、社会福祉法人等	実施主体	市町
児童福祉法第6条の2第2項 社会福祉法第2条第3項	法令	— (国要綱)
児童福祉主管部署	市町所管	教育委員会

16

放課後児童クラブの設置及び登録児童の状況

(単位:校, クラブ, か所, 人, %)

区分		県計	県分	広島市分	福山市分
a	小学校区数	515	296	141	78
b	クラブ数	552	290	163	99
c	クラブ実施小学校区数 (c/a)	459 (89.1)	248 (83.8)	133 (94.3)	78 (100.0)
d	障害児受入クラブ数 (d/b)	356 (64.5)	167 (57.4)	112 (68.7)	77 (77.8)
e	1～3年児童数	74,760	29,817	32,381	12,562
f	全登録児童数	19,893	9,763	6,080	4,050
g	1～3年登録児童数 (g/e)	19,283 (25.8)	9,197 (30.8)	6,080 (18.8)	4,006 (31.9)
h	登録障害児童数	801	347	268	99
実施場所	i 小学校余裕教室, 敷地内専用施設 (i/b)	327 (59.2)	178 (61.4)	55 (33.7)	94 (94.9)
	j 児童館, 児童センター (j/b)	124 (22.5)	18 (6.2)	106 (65.0)	0 (0.0)
	k 公的施設等, その他 (k/b)	101 (18.3)	94 (32.4)	2 (1.2)	5 (5.1)

(24.5.1現在)

17

放課後子ども教室の実施状況

(※国の補助事業による実施数)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
市町数	17	17	19	19
教室数	150	152	159	160

18

放課後児童クラブ・放課後子ども教室実施校区数

H25.3.29現在（※分校を除く。）

	放課後児童クラブ	放課後子ども教室
実施か所数	552クラブ	160教室
実施市町数	22	19
実施小学校区	461校区/515校区	169校区/515校区
実施率	89%	32%

19

3 放課後子どもプラン（平成19年度～）

※ 別紙「『放課後こどもプラン』の基本的考え方」参照

（背景）

- 子どもを取り巻く環境の変化
- 家庭や地域の子育て機能・教育力の低下
- 放課後等に異年齢の子ども同士で遊んだり、交流する機会の減少
- 子どもを巻き込む犯罪や事件の増加により、子どもが安心して過ごせる場所の確保が困難
- 就労や社会参加を希望する女性が増加する中、子育てと仕事の両立支援を一層進めることが必要

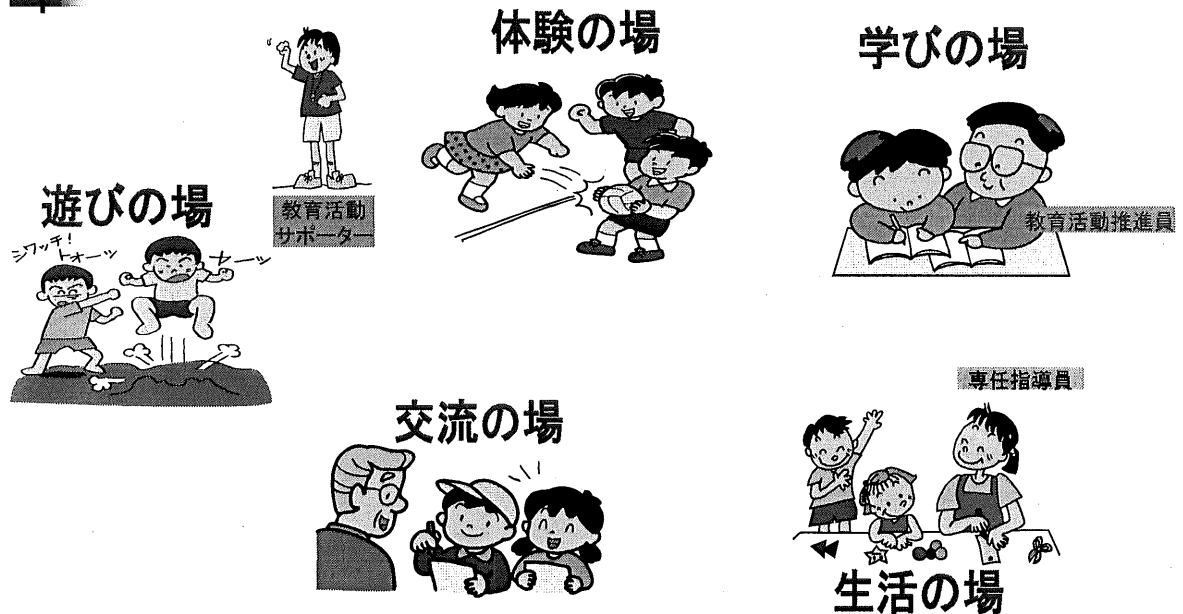
（内容）

⇒総合的な放課後対策

- ①地域社会の中で
- ②放課後や週末、夏休みの長期休業期間などに
- ③子どもたちが安全で安心して
- ④健やかに育まれるよう
- ⑤厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」と文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して実施する。

20

放課後子どもプランの活動



21

放課後子どもプランの推進(ソフト)

○教育委員会と福祉部局の連携

- ・子どもが参加しやすい多様な活動機会の提供
- ・事業の指導者やボランティアの確保及び要請
- ・社会教育・子育て支援団体等関係団体との連携

○学校等の連携・協力

- ・学校関係者と事業管理者等との情報交換・情報共有
- ※学校教育の一環として位置付けられていない。
⇒事業の管理運営は実施主体である市町等の責任
- ※障害児, 虐待, いじめを受けた子ども特に配慮

22

放課後子どもプランの推進(ハード)

- 余裕教室をはじめとする学校諸施設の利用促進
(平成20年11月28日付け20文科施第363号, 雇児発第1128002号通知)
 - ・学校諸施設の弾力的な運用
子どもの多様な活動等に対して有効な施設の弾力的な運用(図書室, 視聴覚室, 保健室など)
※長期休業日や土曜日など授業日以外を含む。
 - ・国庫補助を受けて整備された学校施設を転用する場合の財産処分
※一定の要件を満たせば報告のみで可。
※授業日以外の利用は手続不要。

23

放課後児童対策の経緯(参考)

年度	放課後児童クラブ	放課後子ども教室
昭和51	都市児童健全育成事業	
平成3	放課後児童対策事業	
平成9	(児童福祉法改正)	
平成10	放課後児童健全育成事業	
平成16		地域子ども教室推進事業
平成19	放課後子どもプラン	
	放課後児童健全育成事業	放課後子ども教室推進事業

24

4 放課後児童クラブガイドライン

※ 別紙「放課後児童クラブガイドラインについて」参照

趣旨・目的

- 子育てと仕事の両立支援に対するニーズの増大を背景に、放課後児童クラブ数が年々増加していることから、クラブを生活の場として子どもの健全育成を図ることを目的として、補助金の交付・不交付を問わず、クラブとして望ましい運営内容を目指すためのガイドラインを国において初めて策定。
- 本ガイドラインを参考に、各クラブにおいて定期的に自己点検を行うなどにより資質の向上を図る。

ガイドラインの概要

「放課後児童クラブガイドラインについて」(平成19年10月19日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

1. 対象児童

- ・ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年の就学児童。
- ・ その他健全育成上指導を要する児童(特別支援学校の小学部及び小学校4年生以上)

2. 規模

- ・ 集団の規模については、おおむね40人程度までとすることが望ましい。
- ・ 1放課後児童クラブの規模については、最大70人までとすること。

3. 開所日・開所時間

- ・ 子どもの放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮。
- ・ 土曜日、長期休業期間等は、保護者の就労実態等を踏まえて8時間以上開所。
- ・ 新1年生については、保育所との連続を考慮し4月1日より受け入れること。

4. 施設・設備

- ・ 専用の部屋または間仕切り等で区切られた専用スペースを設け、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意すること。
- ・ 子どもが生活するスペースについては児童1人当たり1.65㎡以上が望ましい。なお、体調が悪い時等に休息できる静養スペースを確保すること。
- ・ 施設・設備は衛生及び安全が確保されているとともに、事業に必要な設備・備品を備えること。

5. 職員体制

- ・ 放課後児童指導員を配置すること。
- ・ 放課後児童指導員は、児童福祉施設最低基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。

6. 放課後児童指導員の役割

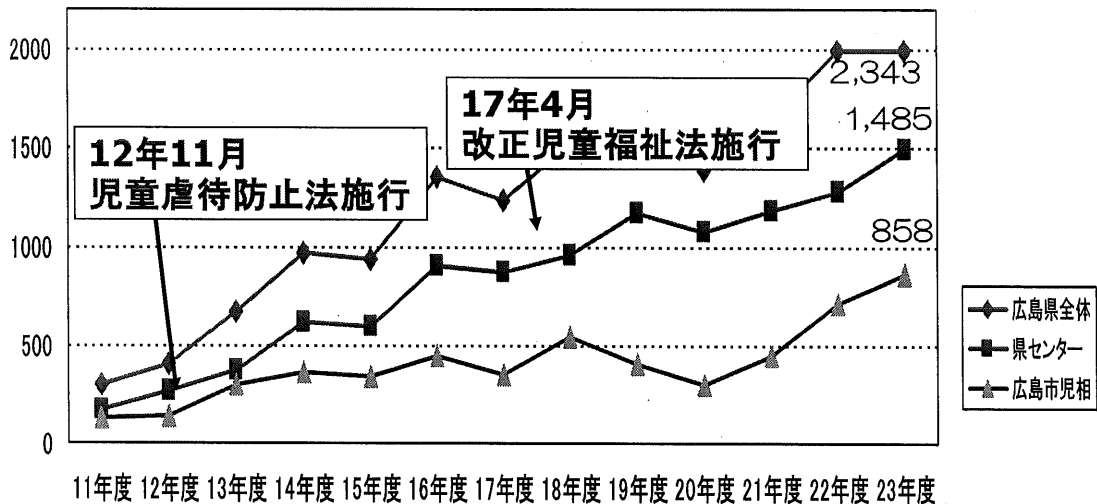
- ・ 子どもの人権の尊重、個人差への配慮、体罰等の禁止、プライバシー保護等に留意のうえ、次の活動を行うこと。
- ① 子どもの健康管理、出席確認等の安全確保、情緒の安定を図る。
- ② 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培う。
- ③ 子どもが宿題・自習等の学習活動を自主的に進める環境を整え、必要な援助を行う。
- ④ 基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせる。
- ⑤ 活動内容について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行う。
- ⑥ 児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保母所等の関係機関と連携して対応。
- ⑦ その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動を行う。

○その他

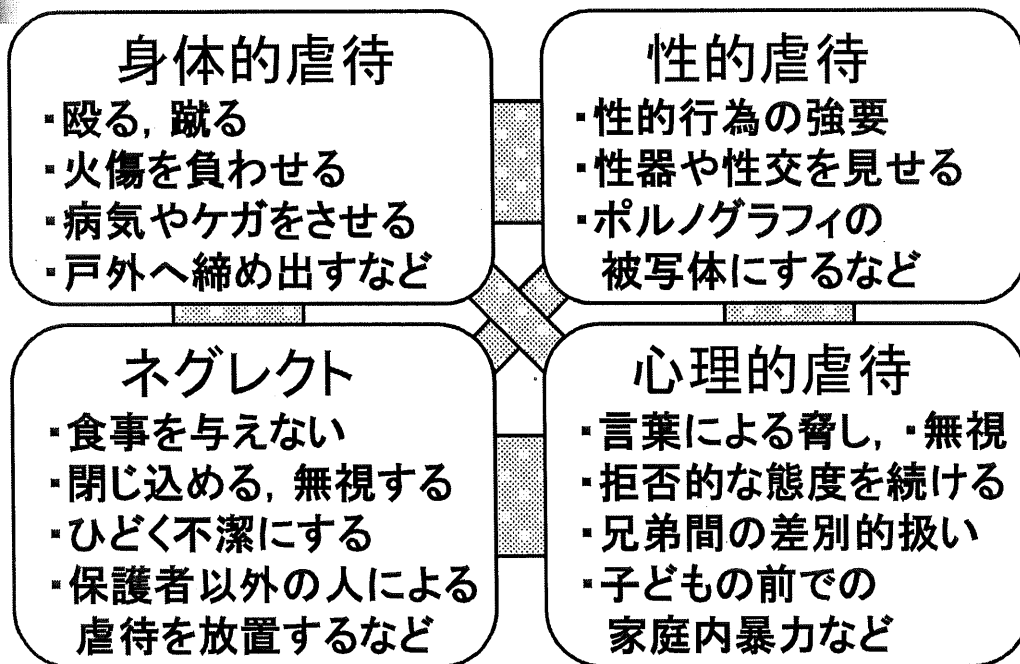
- 7. 保護者への支援・連携
 - ・ 保護者自身が互いに協力して子育ての責任を果たせるよう支援。
- 8. 学校との連携
 - ・ 学校、放課後子ども教室との連携を図る。
- 9. 関係機関・地域との連携
- 10. 安全対策
- 11. 特に配慮を必要とする児童への対応
- 12. 事業内容等の向上について
 - ・ クラブは、事業内容について定期的に自己点検、自ら事業内容向上に努める。
- 13. 利用者への情報提供等
- 14. 要望・苦情への対応

5 児童虐待防止対策

こども家庭センターでの児童虐待相談件数 (単位: 件)



児童虐待の類型



27

児童虐待の背景(要因)

子ども ⇔ 保護者 ⇔ 家族環境・社会環境

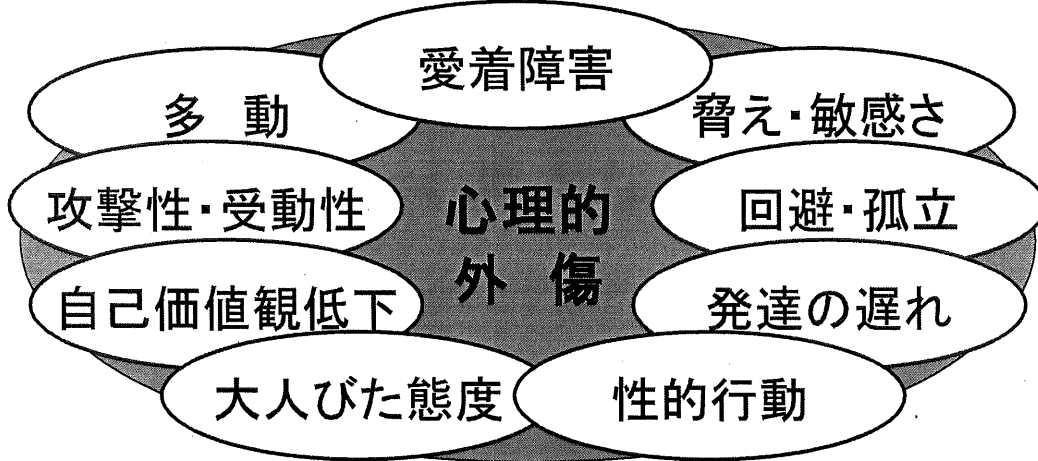


28

虐待の子どもへの影響

死にいたる重大な人権侵害

心身の発達，人格の形成に重大な影響
子どもの一生涯，世代を超えて深刻な影響



児童虐待への対応(1)

児童虐待の防止等に関する法律(平成12年11月施行)

児童福祉に職務上関係のある者

児童虐待の早期発見(努力義務, 法第5条)

児童虐待に係る通告(義務, 法第6条)

民生児童委員

速やか

安全確保

市町村

福祉事務所

児童相談所

児童虐待のサインを見逃さない

子どもの様子(例示)

不自然な打撲傷・あざ・骨折・火傷
傷・家族に関し不自然な答え
極端に痩せている・栄養失調・病弱
体・服装不潔, 季節に合わない服装
表情が乏しい, 無表情
性的なことに過度に反応
夜遅くまで外で遊ぶ・家に帰らない
他者への執拗な甘え, 金品ねだり
大人(親)への脅え, 素振りおどおど



31

児童虐待への対応(2)

児童福祉法の改正(平成16年:17年度施行)

児童相談体制の充実

市町村

児童相談業務を明確に位置付け

虐待の未然防止・早期発見

都道府県
児童相談所

専門的知識・技術の必要事例への対応

市町村の後方支援に重点化

32

子どもを虐待から守るための
5か条

- 1 「おかしい」と感じたら迷わず連絡(通告)
(通告は義務=権利)
- 2 「しつけのつもり…」は言い訳
(子どもの立場で判断)
- 3 ひとりで抱え込まない
(あなたにできることから実行)
- 4 親の立場より子どもの立場
(子どもの命が最優先)
- 5 虐待はあなたの周りでも起こりうる
(特別なことではない)



「あなた」が
ネットワークの一員です

ひとりで、また一つの機関では、
子どもを虐待から守ることはできません。
常に子どもを中心に考え
「あなた」も「関係機関」と連携を図りながら
「あなた」の役割を実行してください。

「子どもを虐待から守ろう」リーフレット (主唱 厚生労働省・内閣府)

おわり

- 5月 児童福祉月間
- 10月 里親月間
- 11月 児童虐待防止推進月間
(オレンジリボンキャンペーン)



子ども何でもダイヤル (082) 255-1181
 西部こども家庭センター (082) 254-0381
 東部こども家庭センター (084) 951-2340
 北部こども家庭センター (0824) 63-5181
 広島市児童相談所 (082) 263-0694
 児童相談所全国共通ダイヤル 0570-064-000